除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２６年（ヘ）第１９号

東京都江東区大島３丁目７番17号
申立人　日鉄住金防蝕株式会社
代表者代表取締役　赤崎　宏雄
申立人代理人弁護士　新　　壽夫
権利を争う旨の申述の終期　平成26年10月31日
平成26年11月４日　　名古屋簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＫＪ35666
金額　161,553円
支払期日　平成26年５月31日
支払地　名古屋市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行堀田支店
振出日　平成26年２月10日
振出地　白地
振出人　野田製綱株式会社　代表取締役社長　野田壯太郎
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１１０２６号

栃木県佐野市栄町13番地４
債務者　株式会社小林鐵工所
代表者代表取締役　小林　秀明
１　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今村　　哲
４　破産債権の届出期間　平成26年12月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月６日午後３時

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１１４９号

東京都新宿区神楽坂２―16―５　松田ビル牛込ハイム603号室、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区神楽河岸１番１号　セントラルプラザ７階
債務者　株式会社ポケットソリューション
代表者代表取締役　中山　桂一
１　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　横山恵美子
４　破産債権の届出期間　平成26年12月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月19日午後２時

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６４号

富山市今泉145番地
債務者　医療法人社団泰生会
代表者理事長　細野　　泰
１　決定年月日時　平成26年11月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　橋爪健一郎
４　破産債権の届出期間　平成26年12月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月10日午後１時30分

富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３３２号

金沢市諸江町下丁38番地
債務者　株式会社アップライト・フレンズ
代表者代表取締役　島崎　敏行
１　決定年月日時　平成26年11月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鹿島　啓一
４　破産債権の届出期間　平成26年12月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月13日午後２時30分

金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１７７号

三重県桑名市参宮通21番地
債務者　有限会社内藤農園
代表者代表取締役　内藤　汎一
１　決定年月日時　平成26年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森川　　仁
４　破産債権の届出期間　平成26年12月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月６日午前10時30分

津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１４４号

滋賀県東近江市大森町1182番地の３
債務者　株式会社武久建設
代表者代表取締役　武久　健三
１　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北村　美菜
４　破産債権の届出期間　平成26年12月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月16日午前11時

大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第２３０号

岡山県倉敷市玉島八島606番地の２
債務者　株式会社木田
代表者代表取締役　木田　律子
１　決定年月日時　平成26年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安達　祐一
４　破産債権の届出期間　平成26年12月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月18日午前11時

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２３１号

岡山県倉敷市玉島阿賀崎２丁目６番19号
債務者　株式会社ＤＬＨ
代表者代表取締役　木田　律子
１　決定年月日時　平成26年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安達　祐一
４　破産債権の届出期間　平成26年12月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月18日午前11時

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第５７号

高知県四万十市中村本町２丁目15番地１
債務者　株式会社中村スーパーマーケット
代表者代表取締役　竹内　　均
１　決定年月日時　平成26年11月10日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　行田　博文
４　破産債権の届出期間　平成26年12月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月23日午後２時

高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第３０号

群馬県沼田市下之町3081番地
債務者　有限会社見晴館
代表者取締役　田村　進輔
１　決定年月日時　平成26年11月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松島　　温
４　破産債権の届出期間　平成27年１月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月24日午後２時

前橋地方裁判所沼田支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第３０号

群馬県高崎市上大類町1305番地１　パルムハイム92―208
債務者　入山　正司
１　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村越　芳美
４　破産債権の届出期間　平成26年12月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月25日午後２時30分
６　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで

前橋地方裁判所高崎支部